

# 平成30年度 さいたま市立大宮東中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止、早期発見に取り組むとともにいじめの事実を確認した時には、適切かつ迅速に対応する義務を有する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識の下、全ての生徒に関する問題であるという意識に立って、いじめ問題に取り組んでいかなければならない。また、いじめられた生徒の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いを尊重し合える態度や人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等にも着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。あわせて、地域、家庭と一体となって、問題に取り組む姿勢が必要である。

さいたま市立大宮東中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取り組みについて示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめの加害生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの加害生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を

組織的に行う。

### Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2） 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA 会長

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど構成員以外の関係者を招集し、対応する。

（3） 役割：学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見】

・いじめの相談・通報を受け付ける窓口

・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有

・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、大宮東中学校いじめ防止プログラムの実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCA サイクル）

#### （４） 開 催

- ア 定例会（各学期 1 回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会、教育相談委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時委員会（重大事態の発生時、校長が必要により、必要なメンバーを招集して開催）

#### （５） 内 容

- ア 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

## 2 生徒いじめ対策委員会

- （１） 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えるとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- （２） 構成員：生徒会長、生徒会副会長、その他生徒会役員、各委員会委員長 9 名  
各部部長
- （３） 開 催：各学期に 1 回、年 3 回を定例会とする。
- （４） 内 容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組みを推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

#### (1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

#### (2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開を通して、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。(年間1回は保護者に公開する)

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施項目に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり
  - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・校長等による講話
  - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・学校便りやPTA 広報紙による家庭や地域への広報活動
  - ・学校独自の簡易アンケートの実施

### 3 「人間関係プログラム」を通して

#### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

#### (2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

#### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業に実施：各学年1学期

#### 5 メディアリテラシー教育を通して

##### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然予防に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施： 月 日 ( ) 実施

○「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、生徒に理解させる。

#### 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生10月、11月実施予定

#### 7 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童生徒の観察

#### (1) 早期発見のポイント

- ・生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(2) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等

(3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と席が離れてい等

(4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

(5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられ等

(6) 部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等

(7) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。

(2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有するとともに、記録をとり、該当生徒が卒業するまで保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを毎月（※心と生活のアンケート実施月を除く）実施し、いじめの早期発見に努めるとともに毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談週間（日）の実施

(1) 年2回、教育相談週間を設定し、個人面談を行う。

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①生徒に気になることがあるときには、原則学級担任がすぐに家庭に連絡していく体制を確立する。

②教育相談だよりの発行

③さわやか相談室の充実

(3) 生徒が相談できる体制づくりに努める。

①相談室の申し込み用紙を置き、相談の予約を受け付ける。

②相談したい教職員を生徒が指名する。

## 5 保護者アンケートの実施

### (1) アンケートの実施：11月（年1回）

いじめの早期発見に係る項目

- ・お子さんは、学校へ行くのが楽しいと言っている。
- ・お子さんは、友達と仲よくしている。

### (2) アンケート結果の活用：保護者側からの情報の提供や地域と一体になった取り組み

## 6 地域からの情報収集

### (1) 民生委員・主任児童委員：地区懇談会（年1回）※必要に応じて意見聴取

### (2) 防犯ボランティア：「すまいるウォーキング」年間30回程度

### (3) 学校評議員：7月、2月に学校評議員連絡協議会を実施

### (4) 東中SSN：7月、2月にスクール・サポート・ネットワークを実施

## Ⅶ いじめの対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長の命を受け、情報を集約し、組織全体を調整する。関係機関との窓口となる。
- 教務主任は、校長の命を受け、情報を集約し、組織全体の調整をする。校長、教頭との連絡役となる。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
  - ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
  - ・いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。
  - ・担当する学年の情報共有を行う。
  - ・担任、学年主任に報告する。
- 学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。
  - ・担当する学年の情報共有を行う。
  - ・校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
  - ・生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
  - ・校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、問題の背景の把握、関係生徒の心のケア、身の安全確保のための体制づくりを行う。

- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問は、部活動内の人間関係は良好に保たれているか情報収集を行う。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
  - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断



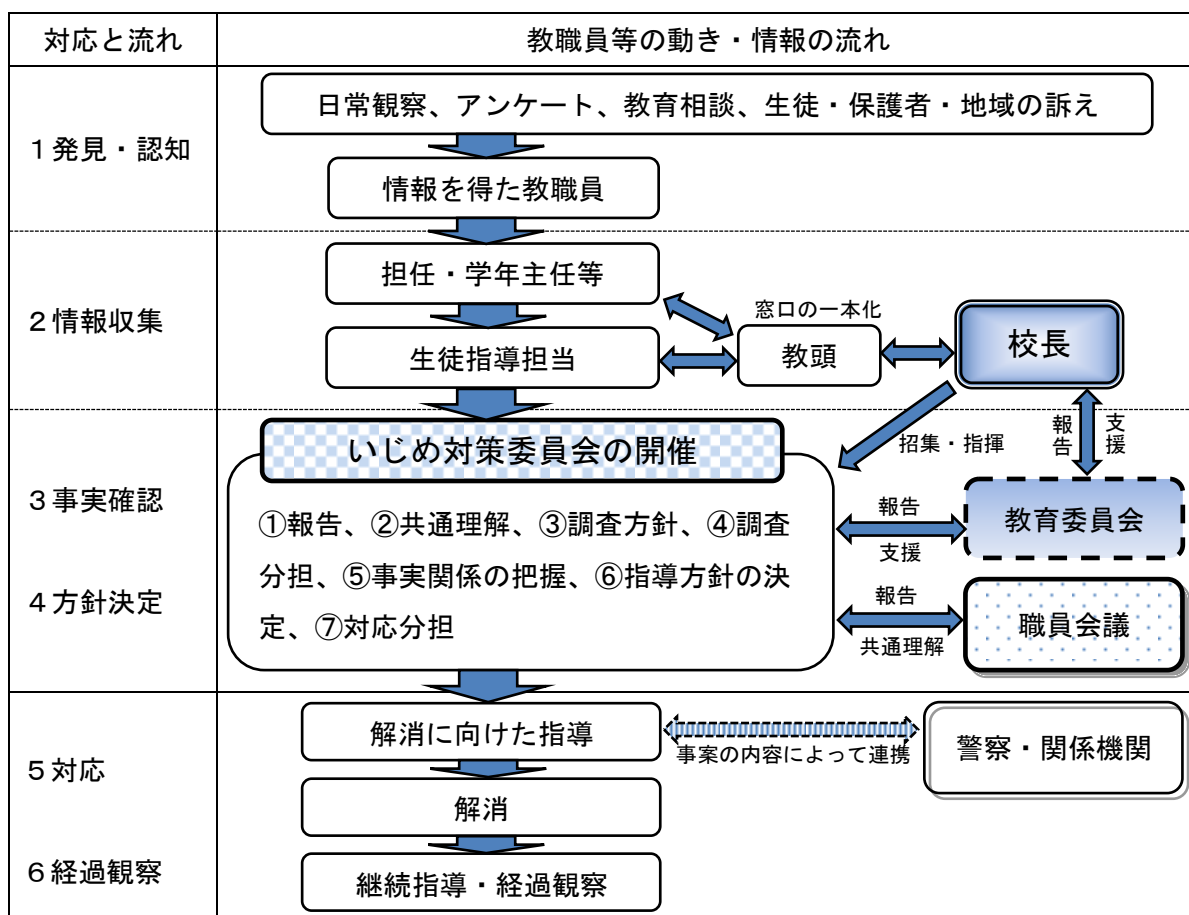
<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

いじめ対応の基本的な流れ



Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

## 1 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、各取組やアンケートの結果について評価、検証結果を周知する。

## 2 校内研修

### (1) わかる授業の工夫、実践に係る研修

基礎・基本を重視し、一人ひとりにわかる授業、支援や指導の工夫など研修を通して理解を深め実践する。

### (2) 生徒指導・教育相談の研修

教師と生徒間の好ましい人間関係の構築や、組織的な生徒指導の体制づくり、個々の課題を抱える生徒への指導など実践的な研修を行う。

### (3) 情報モラル研修

○携帯電話、インターネットなど生徒を取り巻く情報社会の現状認識と、その悪用防止に向けた研修を実践する。

#### ○「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ 回数 年間1回以上予定

ウ ICT教育担当と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを「いじめ対策委員会」で点検し、PDCAサイクルの考えに基づき必要に応じて見直し、継続的に改善する。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

○検証を行う時期：各学期とする

### 2 「学校評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

○「学校評価アンケート」の実施時期：11月

○いじめ対策委員会の開催時期：7月、12月、3月

○いじめの問題に関する校内研修等の実施時期（予定）

：4月→「児童生徒の心のサポート」に関する研修

6月→学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

人権教育に関わる研修

7月→生徒指導に関わる伝達研修

8月→生徒指導に関わる伝達研修

2月→生徒指導に関わる伝達研修

### 3 学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）

○学校評価に、いじめの防止等の取り組みに係る目標を設定し、その達成状況を評価する。

○教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するように促す。